

○大府市安心安全推進協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市における安心して安全に暮らせるまちづくりのため、交通安全及び防犯思想の普及を図るとともに、諸活動を通じてこれらを推進する事業に対し、予算の範囲内において交付する大府市安心安全推進協会補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、大府市安心安全推進協会とする。

(対象事業及び補助額)

第3条 補助金の対象となる事業は、交通安全及び犯罪のないまちづくりの推進のために積極的に実施する事業とし、補助金の額は予算の範囲内で市長が定める。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年5月15日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 廃止前の大府市交通安全推進協議会補助金交付要綱の規定により交付された平成18年度の大府市交通安全推進協議会補助金及び大府市防犯協会補助金交付要綱の規定により交付された平成18年度の大府市防犯協会補助金のうち、使用しなかった額があるときは、当該額を平成19年度の大府市安心安全推進協会補助金として交付されたものとする。